

令和2年度 第3回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和3年3月18日(木) 16時00分～17時00分
場 所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者	<p><会長> 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長 丹野 恒</p> <p><委員> 阪南市立小学校長代表 朝日小学校長 福田 公美子</p> <p>阪南市立中学校長代表 貝掛中学校長 中野 美喜江</p> <p>阪南市子ども家庭課 子育て総合支援センター 宍道 恵子</p> <p>阪南市人権推進課 課長 山本 浩司</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	阪南市教育委員会事務局 学校教育課長代理 花元 英夫
欠席者	<p>泉南警察署生活安全課 少年係長 清水 敬次</p> <p>岸和田子ども家庭センター 総括主査 齋藤 宏仁</p>
傍聴者	なし

協議内容

- ①開会
- ②会長挨拶
- ③議事
 - (1) いじめ認知の現状について
 - (2) いじめの適切な認知に向けて
 - (3) 未然防止の取組について

会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会

(会長)

今回もよろしく願います。

この、いじめ問題対策連絡協議会の議事録は、公開している。教育委員会にも報告し、意見をいただいている。その中でも、いじめについて話し合っていたに感謝するといわれている。いじめについて現場に必要な話をしており、非常に良い会議となっていると評価していただいている。今日もコロナ禍のおり、短時間となるが、よろしく願います。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日の傍聴人はない。なお、議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

意見などなし。

(会長)

承認されたものとする。

(会長)

欠席委員について、事務局より説明願う。

(事務局)

感染症拡大の影響から、泉南警察署がすべての会議に参加できない状況が続いているため、欠席している。岸和田子ども家庭センターも、本日別の公務が重なり、欠席している。

議事

(会長)

(1) 事務局より、いじめ認知の現状についてについて説明願う。

(事務局)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により、4月5月と学校が臨時休業となった。いじめの認知件数は昨年度は3月末で小学校263件、中学校51件。令和2年度は2月末で小学校228件 中学校41件で、大体横ばいと言える状況。認知件数には学校間で大きな差がある。都道府県でも認知件数は、年間6万件を超える都道府県と、年間1000件程度しかない都道府県がある。同じように、阪南市の学校でも、一番少ない学校は2月時点で一桁。一番多い学校は70件を超えている状況がある。

(委員長)

いじめの認知件数については、増加傾向にある。いじめ自体は増えているという課題もある。法に基づきいじめと適切に認知し、対応できているかが大切となる。これまでも学校いじめ防止基本方針や校内のいじめアンケートについてご意見をいただいていた。今回は具体的に学校内でいじめの事後対応や未然防止についてできることを深めていきたい。

事務局より、配布資料をもとに各校の取組について説明を願う。

(事務局)

まず学校に学校いじめ防止基本方針の教員への周知の方法や研修の持ち方について確認した。どの学校もよく似た回答であったが、4月の職員会議で方針を紙媒体で配付し、確認を行っている学校。4月の職員会議で要覧を配付し、ポイントを絞って確認している学校。4月の職員会議で学校のスタンダード(生徒指導マニュアル)を確認するとともに、方針のポイントを伝えている学校。生徒指導部会を開催し、生徒指導部会からの資料として、学年生指が学年会議で共有している学校などがある。

(委員長)

学校いじめ防止基本方針を教員が正確に理解していることが必要である。担当として、先生方のいじめの認知の感度は、過渡期であることはわかるが、今どのような現状にあると感じられるか。

(事務局)

校長会や生徒指導担当者連絡会で繰り返しいじめの感度については話をしている。その甲斐があつてか、今回の聞き取り時に、生徒指導担当者のいじめ

の方針や、いじめの積極的認知については、4、5年前よりもいじめを認知しなければならぬと感じる精度は高くなっていると感じている。

(委員長)

私も、学校が敏感に感じてくれているように感じている。重大事態の疑いのある案件の対応を指示したときに、この2、3年、混乱は生じていない。管理職や生徒指導担当の理解は深まっていると感じている。

管理職として現場の先生方の認知に対する感度はどのように感じられているか。

(委員)

どんな細かなことでも、トラブルがあれば、必ず学年から生徒指導に報告が上がり、生徒指導から校長に報告が入る。校長と生指で協議し、いじめと認知するものについては、生徒指導が必ず入る。生徒指導が入るものは、必ずいじめととらえている。職員には浸透していると感じている。

(委員長)

校内でいじめと認知されるものについては、いじめ対策委員会を開いて、対応していくという流れで間違いないか。

(委員)

そうである。

(委員長)

先生方からしてもわかりやすいかもしれない。トラブルが発生すれば、トラブルの解消をまず考える。ここで、いじめかどうか、この事案を何ととらえて指導するのかについて、生指が入るといじめの疑いと感じて動く。学校の先生もわかりやすいだろうと感じる。このあたりについて、他の学校はどうか。

(事務局)

いじめの認知について周知をどうするのかと確認する中で、小さなトラブルについても、共通の聞き取りシートを利用している学校がある。小さなトラブルでも、聞き取りシートの裏側に、いじめに該当しないかの確認の項目や、対応チャートを掲載しており、いじめについて常に意識して聞き取ることができているという学校もあった。

(委員長)

常に、いじめの可能性を疑って「いじめじゃないかな」と意識することが大切。

いじめの認知に対する感度は、他市町でも様々な学校にかかわってもらっているスクールソーシャルワーカーの目から見て、学校ごとの違いは感じるか。また、感度を上げるための取組として、好事例などあるか。

(委員)

知識としての、いじめの認知や防止は進んでいる。わかりやすくいじめの図式があるものについては、いじめに認知している。しかし、先に不登校があつて、理由がわからなくて休んでるなという事案が、後になって「嫌なこと言われた」という情報があつて、そこからいじめと認知することは、まだハードルが高いように感じる。普段の関係性を見ている先生だから、これはいじめではないだろうと感じてしまう。普段を知っているからこそ、いじめととらえにくくなっている場合もあると考える。経過だけを後から聞くと、いじめととらえられるものもあると感じる。

(委員長)

正常性バイアスがどうしてもかかる。子どもたちの関係だからいつも通りだろうと考えてしまう。

(委員)

そういうふうに見える場面でも、されてるほうはすごく嫌だと感じている場合もある。そこだけはいじめととることが難しくなっているときもある。客観的に見るといじめという場合がある。

(委員長)

客観的が難しいかかもしれない場合がある。いじめの定義は、法律で、された側が嫌だと感じたらいじめである。同じ事象でも、いじめの加害被害が入れ替わる、一つの事案に二つのいじめが認知される場合がある。それが普通であるが、客観的に、一般の人が見た時に、違和感があるのか。その違和感に教員が引っ張られる場合もあるかもしれない。

(委員)

同じ事象で、どちらもされたと言っている場合、加害被害を2件とる場合、学校には違和感を持つ場合があるように感じる。学校で話したときに、加害は加害、被害は被害というとらえをする傾向が強いように感じるときもある。

(委員長)

どちらも悪い場合もある。しかし、これをどちらもいじめと認知することになれていないのかもしれない。不登校が先に出る場合についての話があつたが、そこについては、市教委としても敏感になっている。不登校状態になり、はじ

めは理由について何にも話してない。学校はいじめと認知するのが難しい場合があって、後から、「嫌なこと言われた」と話が出てくることもあって、その時は、重大事態の可能性があることをその都度学校に指摘している。しかし、いじめがあったのかなかったのかについて、さかのぼって調査することは非常に難しい場合もある。結局いじめがあったのかなかったのかが確認できないまま、本人の言うことを聞くと、重大事態に該当するというケースがある。他市でもよくあるか。

(委員)

よくある。不登校が先にあると、学校はどうしてもまずは不登校の対応になってしまう。そのきっかけに何があったのか、休むきっかけに何があったのかを確認せずに、不登校改善の方策をとってしまい、2か月後や3か月後になって、「あの時はあれが嫌やった」というような話が出てくるのがよくある。その時に、いじめと対応しようとするけれど、何か月もたっていると、調べることができない。そこで、いじめの認知に行きつくまで、時間が非常にかかってしまうケースもよくあるように感じる。

(委員長)

正直学校としては、休んでいる子が出れば、まずは不登校対応を先にしてしまう。いじめの重大事態かも知れない視点を学校に入れることはできる。登校できないという状況を1週間にはさせたくない。止めたい。何だったら3日で止めたい。30日不登校になることを想定して対応することはなかなかできない。切り替えのタイミングかもしれない。

(委員)

初めは体調不良で休むことが多い。

(委員長)

初めは、「なんか体調不良が増えてきてないか？」と思っているが、数日休んで、また数日来る。大丈夫なのかと対応しているうちに、急にぱたりと来なくなる。本人にどうしたか聞いても、何も話が出てこないことが多い。

(委員)

本人も、言うことができなくて、言えないからおなかが痛くなってしまう場合もよくある。

(委員)

今年はコロナの影響で、ぷつんと切れる子がいた。何があったのかを調べる。今までもトラブルがない、人間関係での心配もなかった子が、ぴたっと

来なくなる。その時に休む理由が、体調不良。体調不良で早退を繰り返したのちに、来ることができなくなった子がいた。それまでの人間関係に何かあったのかを聞いても、何もないといわれる。突然、学校に行くことができなくなったという場合もある。そこで、しばらくしてから何かがあったといわれても、調べるのが難しくなる。

(委員長)

我々も対応していて、掘り下げにくくなるし、非常に難しいケースに発展してしまうように感じている。悩ましい。ほかに、他市町で、いじめの取組などで、良い取組をしている物などないか。先生の認知を上げる、感度をそろえるものはどうか。

(委員)

学校の中で、実際、現場で起こっている事案について、「これをいじめととらえる」と共有することで、他の先生方も、「これをいじめと認知するんだ」と理解を深めることができている学校もある。情報を共有することで、実際にあったことをいじめと認知することはわかりやすいと感じる。

(委員長)

記録の共有はできているように感じるがどうか。

(事務局)

十分にできている学校とそうでない学校に分かれる。生指担当が授業なくフリーでいるところについては、生指が集約して情報の共有までできている。しかし、空き時間もなく担任が生徒指導を担当している学校では、情報は生徒指導を通るが、集約して発信するまでできていないケースもあるように感じる。すべて見れるファイルを作っている学校もあるし、集約して発信しようとしている学校もあるが、十分にできていない場合もある。確かに、情報を共有するほうが、教員も情報をいろんな見立てを吸収することができる。

(委員長)

実際に顔も見れる。どの子とどの子がどんな状況にあるということを聞くほうが、先生たちもイメージを持ちやすい。

(委員)

職員会議の少しの時間でもよい。この事案をいじめと認知するんだということを共有する時間があるのとないのとで大きく違うかもしれない。

(委員長)

感度という部分では、虐待を認知する感度も差はあるかもしれない。職員がどこまで気付くことができるかという部分にもなるのかもしれないが、そのアンテナを上げていくための方策のようなものはあるか。

(委員)

各関係機関に記録シートを提供させたり、コロナの状況でも1週間に1回の情報共有の時間を持ちながら連絡を密にとっている。そのあたりは連携を持ちながらとしている。

(委員長)

市役所の中で、我々は通告の義務があるが、市役所内での虐待に関する研修はあるか。

(委員)

全体の研修はない。関係機関が多い。

(委員長)

代表者会議や担当者連絡会などになるか。

(委員)

人権でも研修はしていないが、要対協に入って情報も共有している。

(委員)

地域の民生委員や主任児童委員に、気をつけてくださいねとお願いするような場合は、年間何回と決まってはいるが、共有する場はある。

(委員長)

関係の期間に、情報を共有することで、アンテナをそろえていくというより、アンテナを増やしている。

(委員)

今は周知の時期。テレビのCMもある。皆さんが抵抗なく、気が付かれたときに連絡できる社会にしていきたい。

(委員長)

最近では周りから通告が入るのではなくて、自分で「してしまった」と189に連絡してくるケースもある。いじめと虐待と共通点はあるかもしれない。地道に共有する、研修する、資料を作成するとか、こういった会議で議論したことを共有するなど。学校にもまた伝えていってという方策なのかなと思う。

(委員)

今話を聞いていて、自分でやってしまったという虐待のケースでも、これが虐待だという情報の周知がある。虐待は虐待をしてしまったと感じるケースが多いが、いじめているほうは、いじめていると感じている人は少ないかもしれない。

(事務局)

今回聞き取りの中で、好事例があった。事前に集会で、「されて嫌だと感じたらいじめである」と生徒指導主事からたくさん発信していた学校で、事案があったときに、子どもから「これ、いじめちがうん？」と話す場面があったと聞いた。ある意味画期的だとも感じたが、そうすることで、いじめだらけになることもあり、難しいかもしれない。

(委員長)

虐待との違いは、虐待はされて嫌だったら虐待というわけではない。よく文科省でも言われている事例がある。勉強していた子に答えを教えて、教えられたほうは嫌だったのでいじめと認知する。ここはまだ一般的にはなっていないのかもしれない。いじめとは何かを理解できるようになれば、また変わっていくかもしれない。

(委員)

いじめや虐待という言葉に、保護者も子どもも敏感。弊害かもしれない。友だちのことは見て、「このほうが良いんじゃないかな」と思って、これを相手に伝えようとするんだけど、それを伝えることでいじめと言われてしまうのであれば、言わないでおこうとなってしまう。そういう我慢を積み重ね、良かれと思って言っていないので、その子のためにならない。いじめという言葉に敏感になりすぎて、きちんとした人間関係を作れなくなっているようになるように感じる。「からかったことがあるか、いじったことがあるか。」という問いかけには、たくさんの手が上がる。でも、「いじめたことあるか。」「いじめられたことあるか。」という問いかけには、ぴたっと手が上がらなくなる。いじめという言葉に、大きな意味が子どもたちの中にあるように感じる。なので、これはいじめだよと言うようにしている。いじめとして対応しますとはっきりしている。虐待についても先生方の意識はすごくは敏感になっていて、叩かれたという情報があれば、そこは保護者にも確認して、「これは虐待です。通告の義務があります。」と説明することで、虐待の警告につながっていると感じている。学校の認識は高くなっているが、地域の見守りの感度が上がっているのかが見えない。保護者も、虐待の感度は上がっていると感じる。毎日そういう状況を見ていることで、感度が下がっていることもあるかもしれない。

(委員長)

ご近所トラブルに発展するのも怖い。夜間泣いているときに通告することは、すごく勇気がいる。自分の家の裏の子どもが泣いているからと言って、すぐに189とはならない。虐待といじめの話が並行しているが、確かにいじめという言葉に敏感になっていることは、わかる。いじめという言葉を使わなくてもいじめである。いじめという言葉を使う場合と、そうでない場合と、利点はどちらにもある。いじめという言葉を使わなくても、「これしたら相手に嫌な思いをさせるよね。だからしないでおこうね。」という指導もある。線引きは難しい。今の話から、未然防止につながってくるかもしれないが、次の議題の未然防止の方策はどうか。事務局より説明願う。

(事務局)

いくつか紹介する。人権部主体で学期に一度、いじめの未然防止の視点を取り入れた授業を計画している学校。

「いじめ対応プログラムⅡ」を、学期に一度全クラスで実施している学校。

「いじめ対応プログラムⅡ」とは大阪府が平成19年に作成したいじめの未然防止の授業案などが掲載されているもの。学級内で行う15分程度のソーシャルスキルトレーニングの指導案やいじめ特設授業の紹介などが数多く記載されている。ちなみに、「いじめ対応プログラムⅠ」は、いじめの事後対応について記載されているものである。

次に、縦割り活動や学年行事や生徒会活動、日々の授業で仲間づくりを強く意識している学校。

アンケートを実施する中で、「嫌だったこと」を記載している場合はいじめと計上することで、教員の認知の意識を高めている学校。

6月ごろをめぐりに、「いじめを考える集会」を行い、全校生徒でいじめについて考える時間をとっている学校。

いじめを考える集会とは、例えばですが、①集会で生徒会役員がいじめ防止を啓発する劇をする②学級で班活動を行い、劇を見て考えたことを共有する。③学年集会にて、学級で話し合ったことを共有する。④全校集会にて学年で話し合ったことを共有し、具体的に実行することを決めるといった取り組み。どの段階までするかは、学校や、学校のその学年の状況にもよる場合がある。

他にも、いじめを認知した学級に対し、いじめの授業を特別に行った学校がある。

(委員長)

意見、質問などあるか。

いじめの授業というのは、こういった流れか。6月ごろの意図はあるのか。

(事務局)

学級が始まって、人間関係が固まっていない中で、いじめについて考える時期なのかという検討かもしれないし、まずは学級開きの中で、仲間づくりを訪うするかがあって、先に人間関係をどう構築していくのかについてがあって、その後のいじめの授業なのかとも理解している。

(事務局)

また、前回のいじめ問題対策連絡協議会において、コロナの差別は絶対にダメだという話を、学校が再開する前にしっかりしたことによって、コロナのいじめが本当に起こらなかったという話があった。であれば、学級開きにいじめの授業はどうかという話があったので、学校には提案してみた。

(委員)

ちょっと年度初めは、お互い遠慮している時期。自分たちをまだ出すことができていない。

(委員長)

まだ学級になじんでいない、これから仲間づくりしていくぞという時期に、いじめのマイナスを出しすぎることは違和感があるのかもしれない。

(委員)

小学校と中学校に、未然防止の取組に違いはあるか。

(委員)

明確に違いがあるかという、そうではない。

大きな違いというのであれば、中学校は横のつながりを強くするイメージがある。小学校は縦割り活動での未然防止が大きいように感じるがそのあたりは中学校は部活動でカバーしている部分がある。何が差があるという、難しい。

(委員長)

先ほどのいじめの会議については、中学校で話し合うことはできるかもしれないが、小学校で行うことは難しいかもしれない。小学校の全校集会ではこれは難しい。高学年なら十分できる。発達段階は学校の中でとても大切。仲間づくりについても、中学校と、小学校低学年は、アプローチの差はある。小学校低学年には、「人の嫌がることはしないでおこうね」という話になる。お友達を大切にしようという命の大切さを学ぶことから始まることも多い。「いじめ対応プログラムⅡ」にもあるが、低学年には、他の人を大切にしていましようというところが大きいように感じる。

仲間づくりの観点で、子育て支援事業の一環として、ちっちこっこクラブや

よちよちこっこなどの取組があると聞くが子どもとその保護者のその日の仲間づくりについて意識されていることはあるか。

(委員)

ちっちこっちは、親の学習、保護者の仲間づくりに重きを置いて取り組んでいる。保護者の仲間づくりで、プログラムを構成している。

(委員長)

子育て世帯の孤独化の話もあるが仲間づくりと言えば、触れ合う機会を増やすのか。

(委員)

少子化なので、市の中で、近所に子どもがいない、子どもを通じて共通に子どもの話をしたいという人も多い。地域でいろいろやってるが、地域だと人数が少ないので、支援センター集まってもらっている。

(委員長)

子育て世帯の孤立化はあるのか。

(委員)

未就園児の数字として0から5歳の未就園児は400人程度になると思う。子どもの数も今でも減っている。年間250人生まれているかどうかぐらい。

(委員長)

未就園児ということで、友達とかかわることを小学校で初めてする子もいる。距離感をどうとればよいかをわからない子もいる。家で父母と話しているのと同じように話して、トラブルになる場合もある。いじめの未然防止も必要だけれど、いじめの認知もちゃんとしてねという相反する話であるが、仲間づくりという一言になるが、それも難しい。

(委員)

嫌な思いをしないさせないという状況であれば、何が嫌なことなのかも経験できない。わからない。

(委員)

中学校では同じ教師で持ち上がっていくから、3年間でこう育てていこうと、それとは別に生徒会で縦のつながり、学級で横のつながり。今年も「人の気持ちにつながろう」ということを、何をするときも常にキーワードにして育てた。3年間で育てるというイメージはあるが、小学校で、毎年担任が変わり、その

中で6年間で同じ思いをそろえて、どのような方向性とするのかが見えない。

(委員長)

そこは難しい。6年間の間に、校長は必ず変わる。同じ先生ということもない。スタッフも必ず代わる。キャリア教育が中心になると思うが、どこまで確固たるものを文化に残すことができるかになるかもしれないが、小学校では現実的に難しい。学校の文化を残すことが難しい。経験によって先生方の意識も変わってしまう。

本当はそれではいけないので、人権教育基本計画などに基づきテーマを決めている、でも、6年間統一して確固としたものを持つことは難しいと感じる。

(委員)

6年間ずっと同じ方針ということは難しい。

(委員長)

小学校でも3年一区切りという捉えはある。そこはでも大人のサイクルであって、子どもの3年間を見越してというわけではないかもしれない。参考になるようなプログラムや、SSTの取組は継続できるが、理念を継続することには課題はあるかもしれない。未然防止は事務局からもあったが、元々のいじめの対応とは以前は事後対応であったが、今はどんどん前に来ている。ここ最近では、いじめの未然防止や仲間づくりだという話になっている。ここ10年ぐらいの流れである。いじめの未然防止も徐々に進んでいる。プログラムも平成19年にできている。12、3年前に出てきた考え方である。今が変化の時期かもしれない。

(委員)

この間、人権協会でも、各小学校に、いじめ防止の標語を書いた看板を立てている。それを今作り替えようかという話になっている。下には、人権相談のまごころ相談の電話番号などが書いているが、上には生徒の考えた標語がかかっている、それを作り替えようかと考えている。以前は平成23年に標語を募集して、各学校の門に立てた。それも、可能であれば、いじめの未然防止につながるのかなと感じている。

(委員)

その学校の人が作ったもので、作った人が見る機会は少ないかもしれないが、その学校の卒業生が作ったものだというので、目に留まることも増える。啓発にはなる。

(委員長)

中学校にはキーワードを生徒会で作る文化があるように感じる。

(委員)

本中学校では、必ず「人の気持ちにつながろう」とつなげて活動している。人権や情報モラルの取組でも、学年によって、作文は難しいけど川柳は書けるという場合もあるので、そういったところで啓発につながっている場合もある。子どもたちの川柳は廊下に張り出している。

(委員長)

啓発としては、看板もいいかもしれない。

いじめという言葉に敏感になることはいいんだけど、だからと言って、人とかかわろうとすることに躊躇してしまう。そこは難しい。

(委員)

いじめはしたらいけないとなりすぎると、関わることも何もできなくなる。それよりも、人の立場に立って、川柳を作ってみたり、何かを生み出す活動が必要なのだと考える。いじめそのものを防止することも大切。人の気持ちに立てたら、いじめになりにくい。嫌だと思うだろうなと感じたら、言わない。人の気持ちに立てる子に育てることができれば、長い期間でいじめは減っていくのではないかと考える。

(委員)

3年生の子どもに、入学してきたときに PTA の会長が、ありがとうと言おうねと言うことは多いんだけど、「ありがとうと言ってもらえる人になろうね」と言ったこと、また、卒業した子どもたちが3年間大事にしてきた言葉が、「人から心から応援してもらえる人になろう」という言葉だった。ありがとうと言ってもらえる人は、どんな人なのか。頑張れと言ってもらえる人はどんな人なのか。それを考えろとよく言われていた。周りに自分のことを後回しにして働いている子がいる。それを見つけよう。その子の気持ちにこたえるには何ができるかを考えよう。今一番しんどい思いをしている人は誰なのか、その子にこたえるためには何ができるかを考えよう。いじめだから嫌な思いに気づけというのではなく、もうちょっとポジティブに、人に目を向けるのではなく、自分が応援してもらえる人になっていってもらおうような指導をしていた。

(委員)

そこには自分だけでなく、人がいる。関係性がある。

(委員長)

関係がなければ、相手のことを考えることはできない。関係がなければいじ

めも発生しないが、関係がなければいじめを防ぐこともできない。だから、人のとかかわる。人の気持ちにつながることが大切。かかわらないといういじめもある。それが一番きつい。

(委員長)

いただいたご意見をもとに、阪南市のいじめの対策について、より良いものが根付いていくように検討を重ねていきたい。

(事務局)

令和2年度のいじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。

令和3年度は委員の変更などもあるかと考えるが、令和3年7月ごろの開催を予定していることを共有する。

新型コロナウイルス感染症の状況などから、開催を延期する場合などは追って連絡する。

(事務局)

終了宣言